

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会 分科会の構成案

1. 具体的な質保証枠組みを検討する分科会

○質保証を行う具体的な方法論

- ・英国等の方式の検証と日本に相応しい方式の検討
- ・制度全体の運用の在り方

○分野の選定方針の検討と具体的な分野の選定

- ・どのような分野を選定するか、どのような単位で行うか
(新しい分野等の実態調査を行う必要性も考えられ、2年越しの検討となる可能性)

○分野別の審議体制等の検討

- ・学協会等との連携体制
- ・個別的な利害の主張を克服するためのルールづくり

○その他

- ・学位に付記する専攻名称の在り方
- ・策定後の内容の見直しや分野の追加等の在り方

2. 教養教育／共通教育に関する問題を検討する分科会

○学士課程教育の在り方に関する基本的な考え方

- ・大綱化後17年を経て、「高等教育のユニバーサル化」とも言われる状況が現出している
下で、専門教育と教養教育／共通教育とが適切に相補う学士課程教育をどう構想するか

○教養教育／共通教育において行うべき具体的内容

- ・趨勢としての学生層の変化を踏まえた基礎教育・導入教育
- ・現代社会において求められる市民的素養
- ・専門分野を相対化する異分野の視点 等

○学内の体制整備等、上記に取り組む上で必要となる諸条件

※ 上記に関しては、総論的な視点だけでなく、例えば理工系、例えば単科大学など、具体的な局面を念頭に置いた議論も重要と考えられること。

3. 大学と職業との接続に関する問題を検討する分科会

○「就活」の現状が象徴する大学と職業との接続に関する問題状況と、その背後に存在する、 より本質的な諸問題についての検証（若年労働市場全体の構造的な問題等）

○大学の側において改善できること、すべきこと

- ・キャリア教育の位置付けや、教授方法や教員の資質に対する考え方
- ・教育課程の編成の在り方や学部や学科の分け方 等

○企業や政府に対する問題提起と要請

※ 単に就活問題に留まらず、今般の内定取り消し問題を通じて改めて認識されるようになった「新卒一括採用」という慣行が孕む矛盾（就職を通じて実現される個々人の将来が、卒業時の景況にあまり強く規定されてしまうこと）等、幅広く検証すべきと考えられること。

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会分科会の設置について

分科会等名： 教養教育・共通教育検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合 は、主体となる 委員会に○印を 付ける。)	大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	標記委員会は、文部科学省高等教育部長からの審議依頼を受けて、平成20年6月26日に設置され、21年度以降に個別の分野において審議を行う際の前提となる基本方針を取りまとめるため、現在までに4回の審議を行ってきた。その結果、①分野別の質保証のための具体的な枠組みづくりとともに、②専門教育と教養教育・共通教育とで形づくられる学士課程教育の全体像についての基本的な考え方、③就職活動の早期化の弊害など大学教育と職業との接続に関する諸問題についても検討を行う必要があることが認識され、それぞれ分科会を設置して集中的に検討を行うこととした。 本分科会では、教養教育・共通教育に関する問題を検討する。
4	審議事項	<ul style="list-style-type: none">○ 学士課程教育の在り方に関する基本的な考え方 (大綱化後17年を経て、「高等教育のユニバーサル化」とも言われる状況が現出している下で、専門教育と教養教育・共通教育とが適切に相補う学士課程教育をどう構想するか。)○ 教養教育・共通教育において行うべき具体的な内容○ 学内の体制整備等、上記に取り組む上で必要となる諸条件 等
5	設置期間	平成21年1月22日～平成21年8月31日
6	備考	